

## ハート教授の因果関係論：その基礎理論について (その一)

井上，祐司  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1731>

---

出版情報：法政研究. 44 (1), pp.90-111, 1977-08-30. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



## 資料

## ハート教授の因果関係論

——その基礎理論について（その一）——

井 上 祐 司

—

一 ハート教授がオノレ氏と共に著で「法における因果性」を公刊したのは、一九五九年であった。この著書の basic idea は既にその前五六年ロー・クォーターレビュー誌に同名の論文として発表された。この論文は早く西村克彦教授によって判例タイムズ誌上に全訳が登載され（「法における因果関係」（1）判例タイムズ七七号八（一二二）頁、（2）七八号二九（一〇九）頁、（3）九号三五（三〇九）頁、（4）八〇号四三（四二五）頁）、さらに、アメリカのホール教授のハート教授の因果論に対する批判が現れた際にも、この両者の論争は西村教授によって紹介された（警察研究三〇巻七号、九号）。また、因果関係の立証についての章は、一橋論叢に紹介されたことがある。私も因果関係についていくつかの論稿を発表した際に、ハート教授の理論の基本的な枠組を紹介したり、又は、それに触発されて具体的な解決方法についての理論の一部を利用したこともある。しかし、本来、理論

にはその方法論的的前提があり、システムをなしているのであるから、全体としてのハート教授の因果論をとりあげる必要がある。しかし、この著書全体を検討した作業は、まだどの法分野でも行なわれていないようと思う。本書は哲学的な方法論的検討の部分（総論部分）と、不法行為法・契約法・刑法・立証問題と法の各分野（各論部分）に及んでおり、刑法研究者としての私にとって、この全体を全面的に検討する仕事は私の能力をこえたものであるが、ここでは、右の著書の全体構造を忠実にフォローすることによって、全面的にその因果論を紹介すると共に、刑法の研究者としての立場から若干の検討をすることにしたい。

二 繁田実造教授や庭山英雄教授のご援助をえて、七五年の暮れにオックスフォードにハート教授を訪れる機会があり、本書について質問をしたり、教示をうけたりしたが、因果性の問題については、改めて仕事をする機会は近くはないとのことであつたし、J・L・マッキー氏の「宇宙のセメント——因果性の研究」（オックスフォード一九七四年）の業績を高く評価され、とくにその第五章「常識と法律」という三〇頁たらずの、同じ方法論にたつ側からのハート教授の理論の批判的発展を試みた論述についてこれを全面的に受け入れているということであつた。

経験哲学のなかの日常用語学派といわれる方法論にたつたこの因果論は、私のたとうとしている立場とは全く異質の研究と

いわねばならないが、この学問的當為から何を学び、私の理論の血肉とすることができるのかを、これを機会に考えたいのである。ハート教授の理論の要点を、その著書の編章をおつて叙述することが第一に必要な作業であり、ついで、その理論に対する内外の諸批判を紹介し、最後に、私の立場からの考察をしてみれば、これを本稿ですべてとりあげることができず、さしてみれば、ここでは、同教授の因果理論の基礎部分（第一部一二二頁まで）のみを忠実にフォローすることにしたい。法領域への適用をふくめ、その批判的検討は、次の機会にしたい。

## 二

### 三 まず本書の編章を前以てあげておくのが便利である。

#### 第一部 因果諸観念の分析

##### 序

- 第一章 哲学的序説 (一)個別と一般、(二)ヒュームとミル、  
(三)ミルの分析の欠陥)
- 第二章 因果性と常識 (一)因果諸観念の多様さ、(二)原因と結果 (二)基本観念、(四)因果性と説明、(四)因果的一般命題、(五)人相互の交渉 (二)理由と原因、(四)機会)
- 第三章 因果性と責任 (一)法と道徳における責任、(二)結果の由来をたどること)
- 第四章 法理論としての因果性 (一)因果問題の多様性、

- 第五章 因果性とシネ・クワ・ノン (一)必要条件、(二)シネ・クワ・ノン条件が因果関連をもたない場合、(三)因果関連のある要因がシネ・クワ・ノン条件でない場合、(四)シネ・クワ・ノン条件の一般的な重要性)
- 第六章 不法行為法 (一)害悪の惹起 (二)有意の人間行為、(三)異常性)
- 第七章 不法行為法 (二)違法行為の誘引、害悪への機会提供 (一)違法行為の誘引、(二)害悪への機会提供)
- 第八章 競合原因と助成過失 (一)寄与原因、(二)寄与原因が存する場合の責任の割合、(三)追加原因、(四)同一的原因)
- 第九章 予見可能性とリスク (一)予見可能な害悪のみが賠償されうるとする理論、(二)すべての予見可能な害悪のすべてが賠償されうるとする理論、(三)リスク説)
- 第一〇章 正義の理念と道義的非難 (一)グリーンの見解、(二)道義的非難、(三)不法行為法の範囲)
- 第二章 因果性と契約 (一)経済的損害、(二)契約における責任制限 (二)ハードレイ対バクセンデイル事件、

## (二) 契約上のリスク)

第一二章 刑法 II 善惡の惹起 (一) 有意行為、(二) 異常性、(三) 寄与原因、(四) 医師又は被害者の過失)

第一三章 刑法 II 他人をして行為せしめる、誘引する、許容する (一) 正犯、(二) 犯罪への参加)

第一四章 因果性と刑罰の原理 (一) 因果性と帰属、(二) アメリカ模範刑法典草案、(三) 刑法の範囲)

第一五章 証拠と手続 (一) 因果争点の証拠、(二) 引用された証拠の手続的効果)

## 第三部 大陸の因果理論

第一六章 個別化説と条件説 (一) 因果性についての個別化説、(二) 条件説の発生、(三) 一つの条件という観念、(四) 原因と条件との同視)

第一七章 一般化説と相当の原因 (一) 相当原因説の発生、(二) 相当性説の具体的適用、(三) 常識因果原理の参考による責任の制限)

## 三

## 四 第一部 因果諸観念の分析

序 本書の目的は二つある。

一つは、因果用語の法律上の使用にまつわっている混乱の根をあきらかにし、その背後に法律以前の日常用語として浸透している多様な因果観念の構造をつかみ出すことである。そこには、吾々は、三通りの異なる因果観念のあることが解る。一

つは、因果の中心観念である「原因 II 結果」型の観念である。

いろいろの類型の出来事の間の一般的関連の実例をなすところの一連の物理的変化の端緒をなすある不幸な出来事、通常は人間の干渉がある場合である。吾々が外界の変化をめざして事物を直接操作するときは常にこの型の最も単純な事案が含まれている。多少複雑な事例においても、この中心観念を手がかりに、單なる条件にしかすぎない出来事から原因（それは有意的人間の干渉と異常な出来事がその資格をもつ）を区別することになる。この中心の因果観念のほかに、吾々は他人に何ごとかをなすよう動機を与える場合にも因果用語を用いる。「せしめる」「勧誘する」「そそのかす」等々。しかし、この場合には第一の場合の要素をなしている「出来事の間の一般的関連」という契機は全く存在していない。第三の因果用語は、善行や悪事のために利用されるある機会を提供するときに用いられる。通常の予防手段の懈怠によって害悪発生の機会が生まれる場合は多い。そして、以上三つの日常因果用語の型は、それぞれ否定形をもつ。ある物理的過程を始めさせない。他人にあることをなす動機や機会を提供することを怠るという具合に。勿論このようなやり方は、因果用語についての法典を作るということでも、又それが可能であるということでもない。法的思考がその中で働くところの枠組を理解し、批判する力を増大させ、解決に作用する諸関係因子をはつきりと定式化することであり、かくして、因果問題の解決が單なる恣意でも司法政策のかくれみ

のでもないことを示すことがある（以上、一章から三章）。

第二の目的は、法的因果関係という理論の全傾向と対決し、それを評価すること（四章と五章）。この理論は、因果問題としては条件関係があるだけであり、そのあと、責任をかすことを妨げる限界は、もはや因果問題ではない、責任限界を示すにあたってそこに用いられる用語が恰も事実問題、因果問題に問題の本質があるかのようなイリュージョンを与えていたが、

真実は当該事案に適用される法規範の目的、ひろがりがそれを決定しているのだという。本書第二部の大半はこれらの理論との対決である。既にこの理論は一八七四年N・St・J・グリーンによって説かれたものであった。「裁判所が損害は隔りがない」とか、それは本来引きつづいて生じるものではないとか、それは主因ではないとかいうとき、それが意味し、かつ意味しうる一切は、すべての事情のもとで原告が賠償をうくべきではないと考へてゐることにほかならない」と。一つの将来への主張として因果問題で解決するなということなら一つの見識として認めることができるが、裁判所が真実、因果観念でなく規範目的一で解決してきたと主張するなら誤っている。判例の大きな流れは、以上の三つの日常因果用語に対応した問題領域においてまさに因果観念のそれぞれの判断基準にてらして問題を説いたことを実証している。ただ、日常思考における因果観念じたいが明確な一義性のある規準でないため、複雑な事案において、政策的考慮の作用する余地は充分に考えられる。また、不法行

為法において、とくに過失責任に関しても、法制度の変遷がひどく、責任の基礎（法規則によって課せられる義務の本性についての問題）と範囲（義務違反の責任の範囲）との問題の伝統的な区別そのものを非現実的なものとしている場合がある。このことは不法行為法における三つの因果観念の型の区別を複雑なものとし、第六章の「原因＝結果」型（第一の型、害悪の惹起）と第七章の「害悪に機会を提供する」型（第三の型）との区別を困難にしている。

この不法行為法の発展のパターンを簡単に段階づけして述べるとこうなる。第一の段階として、第三者の故意の違法行為に対する誰でもがそう考へるような定型的な機会の提供という事実があつたとき、正にその事実こそ法がその提供行為を過失たらしめ、禁止している理由であるという事案が存在する。この場合には完全な有意行為の介入があるからといって機会提供者が責任を免れることはない。しかし、この処理は、機会提供型の因果観念の日常思考に全く合致した処理方法である。第二の段階では、その規則違反が害悪に機会を提供した事案につき、不法行為法は更に先に進んでゆく。規則の違反があり、生じた害悪が「リスクの範囲内」にあるとき——つまりその規則の立法目的がその種の害悪防止にあるとき——その規則違反と害悪とが条件関係にたち、その違反が害悪に機会を提供したということの確定だけで裁判所は充分だとする。つまり、彼の提供した機会から、その害悪の発生した経路がたとえどんなであろう

と、そこに異常な介入や偶然事故が介在した場合でもかまわないとしている。第三の段階では、発生した害悪がどんな種類であろうと、裁判所がその賠償を義務づけることを正義だと考えたならば、それを防ぐことがその規則の「目的」であると自由に裁判所が解釈するに至る場合である。ここまでくれば、責任の要件として因果関連についての通常の観念は消えてしまつている。リスク説がどこまで古い因果観念にとって代つているかは、「予見可能性」とか「リスク」とかいう九頭の怪蛇の頭のようないろいろな諸観念を徹底的に吟味しなければ明らかにすることはできないが、この点は、過失の「相対性」の理論と共に、第九章でとりあげる。

やっかいなわゆる <sup>ブロクシメイト・コウズ</sup> 因の問題をすべて「リスクの範囲内」の理論におきかえうるであろうか。たしかに、古い因果テストではその責任範囲といえない事実をリスク説で責任の範囲内にひろげて把握する責任拡張の側面では、この立場は法の中に確乎とした地歩を示している。しかし、逆に、因果関連の範囲にある事実をリスクの範囲内にないとして責任限定機能を果たすリスク説は、必ずしも未だ法に定着していないし、又それをさせることができるものでもない。更に、刑法において、又民法でも多くの重要な分野において、因果関連がいわゆる責任の範囲の問題としてではなく、責任の存在を示すために構成要件の一部をなしている場合がある。ここでは、再び因果観念を導入してリスク説を修正することをしない限り、不合理

で不正義な結論をみちびくことになる。アメリカの模範刑法典は、行為と害悪との因果関係を、シネ・クワ・ノンとメンスレアとリスクの三つの要素で再構成している（第八章）。又大陸の理論は、独自の用語と哲学的背景のもとに、アメリカの理論とよくにた理論を構成している（第三部）。その他の章として契約法につき、利得のために約定された機会が提供されなかつたという機会提供型因果の否定型が検討される（第一二章）。証拠法につき第一五章をあてた。第八章では競合原因と助成過失を取り上げた。そこで、充分な条件が同時に、又は相次いで生じた場合の法的・論理的な変則的な事例及び一方が他方の作用を排除するような事例を分析したが、この分析の中から吾々は一つの教訓を学ぶことができる。ここでは、ある意味では因果観念は破れ去つていいのであって、因果関連を肯定する理由も否定する理由も存在している。このようにまるで逆の方向を示す原理が同時に働くという場合は、他の場合にもおこることがあるが、ここでもそうであつて、この場合特定の事件の決定は、どちらの原理を選択するかということにかかっている。だから、できるだけ、この選択にあたつて、事態の複雑さの本性を明確にしておくことが必要となる。

本書の前がきで、ハート教授は本書の basic thought の最初の刺激を Prof. J. L. Austin につけたこと、原因についての哲学的問題については、Mrs. H. M. Warnock に多く負つてい

ること、法律の実定的な問題については、Dr. Rupert Cross に負つたとのべてゐる。

#### 四

##### ハート教授の因果関係論（井上）

五 第一章 哲学的序説 〔個別と一般 歴史家と法律家のかかわりあう因果命題は個別的なものである。ある特定の出来事が、他のある出来事の結果であったかどうかを問う。しかし哲学者は、数世紀にわたって、因果性の問題にとりくんできたが、その成果は自然科学における因果性の理解に幾分貢献してきたとはいっても、歴史や法律の分野での因果問題については殆んど寄与しなかったといつてよい。これらの分野の因果問題は科学的な吟味でなく、常識の問題であり (Hogan v. Bentinck Collieries, [1949] 1 All E. R. 588)、歴史において特定の出来事の原因を識別するのには、哲学的な因果論はさめたびにわざわざ (P. Nowell Smith, 'Are Historical Events Unique', Proceedings of the Aristotelian Society (1957), Ivii, 107)。

なぜ哲学上の因果論は法と歴史において不適切なのか。それは、これらの分野の因果吟味が常に特定の個別的因果叙述を問題とするにとまり、ある出来事の間に存する普遍的関連、法則性を発見することではないからである。既にわかっているいくつかの一般命題を唯適用するだけのことである。実験室である特定の個別的因果命題が検証されることはある。しかしその場

合でも、その個別的因果命題がある普遍的因果命題の例証の意味があるかないかだけが吟味されているにすぎず、この命題の形じたいに特別の困難があるわけではない。したがつて自然科学における個別的因果叙述は、歴史や法の分野のそれと本質的に異なつてゐる。

ヒューム以来、科学は法則の発見を課題とし、この法則、一般命題こそ因果性の本体をなすとされた。個別的因果命題が單なる post hoc ではなく prompt hoc であるのは、その背後にあるところの一般命題の真実性に担保されているからであるとされた。因果観念に永い間とりついてきた、あるものが他のものを「うみ出す」ところの目にみえない力が原因であるという、あやまつた混乱は、みきのヒュームの法則観念でとり払われたよう見えた。しかし、ヒュームの分析によつても解決されない困難が残つてゐる。それは、法則発見を任務としない歴史家や法律家によって感じられた個別的因果叙述にまつわる困難である。個別的事件に一般化を適用するに当り、歴史家、法律家、一般人も、ある出来事を他のことの原因といふべきか、單なる条件といふべきか、又は背景の一部といふべきかという問題がおこるからである。しかもこの原因と条件の区別は、歴史家、法律家、一般人の因果観念の不可分の特徴であつて、しかもこの個別的因果叙述をなりたたしめている一般命題を基準としてはその間の区別をすることはできない。これはただその因果吟味の發問のコンテクストと目的によつてのみ答えられる

ものである。通常の出火の場合、原因として誰も酸素の存在をあげないが、ある化学工場で真空装置の中に何人かの過誤、又は故意により酸素が侵入して出火した場合には、その酸素を原因というであろう。原因と条件とを区別する吾々の思考は決して恣意ではない。それならいかなる原則にもとづいてその区別をするのか。法学者はこのような区別の問題に直面するのは自分達だけと考え、そしてその基準を法規の目的や政策によるしかなく、それをのぞけば皆一様に「原因」だと固持してきた。しかし、それは事実ではない。歴史家も通常人もそんな具合に原因という言葉をつかってはこなかった。原因・条件の区別は、因果的思考の基本部分をなすものである。

個別の因果叙述のもう一つの困難は、ある出来事の原因をとうとき、自然に一定の限界をおいて答えられる。即ち、あまりに近い過程も、余りに遠い過程も問題とならない。この選択も決していい加減のものではなく、一定の原則に従っている。これも因果吟味のコンテクスト、誰がその問を発し、なぜに問うかということから出てくる。また因果経過を問題とするとき、中間に当初の出来事と全く独立した要因が介在した場合に、ある種の独立介在は、それを通過して結果へと因果経過が結合されるのに、他の種の介在事実はそこで因果の流れをきり、当初の出来事をその結果の原因とはいえなくしてしまう。ここには、單に当初の出来事と最後の結果との間に成り立つ一般命題の存否とは別に因果経過じたいについての、もう一つ別の配慮

が働いていることが解る。しかもこのようないくつかの配慮が働くのは、問題が法律の分野だからではなく、個別的な因果命題に固有のものである。

このように、原因と条件との区別という原理と、時間的な制約と、経過じたいの制約という原理とはまさに個別的な因果命題に固有の、したがつてまた、法律における因果問題の一一番困難な問題の根源をなすもので、伝統的哲学のなかでは殆んど注目されなかつたものである。哲学がこれらの因果問題を中心にして論ずるには、哲学方法論の転換が必要である。これまでのように因果性の地位、有効性、必然性などという大きな問題はしばらくおき、「原因」「経過」「結果」という中心となる言葉は、それぞれの学問分野や日常用語の中でそれらが使われるところの現実の使用法を吟味し、かつ幾分詳細な図表化をはかるよう試みる時、初めて明らかになろう。

**六 (1) ヒュームとミル** ヒュームは二つの問題を論じた。一つは、すべての出来事には原因があるという命題は真実かといふ因果法則の普遍性に關してであった。第二は、原因と結果との間の必然性ということの性質に關してであった。

第一のヒュームの問題は、自由意思の存否の哲学論を除けば、歴史家や法律家の因果問題とは全く關係しないものといつてよい。ここでは、一般通念として受け入れられた一般命題や諸々の知識の法則の助けをかりて、個々の事案へのその適用を専ら問題とするからであるから。

第一の問題についてヒュームは、原因が結果を必然的に生み出すというこれまでの哲学がやつてきたところの、神秘的な、目にみえない性質を対象である原因の中にさがすというやり方をやめ、また、判断する主体の意識に存在している、一つの現象の連合の信念の中に必然性をみた。

ヒュームのこの必然性の理解は、ミルを通じて現代に伝わっているが、しかし、その形は心理学的な形から論理的なものに変化している。ヒュームは、恒常的関連が因果の本質と考えていたが今日では、因果命題の背景に一般命題があるという点と、個別的因果命題は普遍的関連の実例であるという具合に論理的に表現されている。このような変化のために、必然性は対象の中にあるのではなく吾々の精神の中にあるとするヒュームの考えは正しいとしても、普遍的な連続がすべて因果関係を示すものではないし、一般命題のすべてが因果法則ではないことも認識されている。そして因果性は人の心の中の「感情」の中ではなく、一連の一般命題や科学理論の中に位置づけられ、生起についての推論の正当化に用いられるという事実によって示される（R. B. Braithwaite, *The Nature of Scientific Explanation*, Cambridge 1953, chap. 13）。

しかし、これらの理論も法律家の問題と直接関係しているものではない。個別的因果命題の背後にはある一般命題が存在しているということは、法律文献においてこれまで殆んど強調されたことがない。これは、法律問題としての因果が必要とする一般命題は厳格な普遍的法則でないうえに、多くは全く自明の理となっているものであるために、因果叙述の独立の要素として意識されることによる。これは法律家が「AなりせばBがおこったか」という形で一般命題にせまるというその特有のせまり方のため、この一般命題があたかも因果叙述の単なる証拠であって構成部分でないかのような意識を生むことによる。しかし、ある種の因果問題にとっては、一般命題がこのような間接的承認としてではたりず、構成部分をなすことを明らかにする必要がてくることがある。

以上のように、ヒュームの議論は、法律家の因果問題に關係がないが、それ以上に、ヒュームの因果性の議論における、その用語法が次の三つの点において、法律家の固有の因果性の存在することをかくすような役割を果たしている。しかし、その三点について、いずれも、哲学者としては初めて法律家の因果問題にふれたミルが、それぞれヒュームと異なった立論をしていることが注目に値する。

第一、ヒュームは、原因として「出来事」とか「対象」について語つたが、歴史家、法律家、通常人は、一定の状態（道路が凍っていた）、不作為（警手がレバーをひかなかつた）、不存在（雨が長くふらなかつた）についてもその原因を語る。ミルは、これらの事情をも因果問題にとりいれ、原因が何か積極的力であると考えてきた人達の惑いを解いた。

第二、ヒュームは因果性を規則的関連として特徴づけたが、

この際、恰もある出来事を一個の先行事実がもたらすように考えた。しかし、ミルは、通常は数個の先行事実が合わせて初めてある出来事を確実に発生せしめると考え、そして、この結果を招来するために必要な条件複合の総体が原因であると考えた。法律家は、この条件複合のなかからある条件が原因であると考へる。それを原因とするが、しかし、それ以外の条件がそろわなければ結果は発生しないのである以上、組合せをなすそのすべてが必要であり、その意味で「等価」であるといえる。ところで、この際、どのような原理で条件のあるものが原因として選び出されるのであるうか。それは恣意や偏見であるのか。この問題は、これまでの因果の哲学論議の中でとりあげられるひとのなかった問題である（ベンタムは気づいていたが。Bentham, *Theory of Fictions, Part. I: I; B: 9, 1932, pp. 39—48*）。

ヒュームは、原因たる条件複合のなかの、原因と条件との区別という位置においてではなかつたが、原因と条件を区別する考え方を偏見として退けた。しかし、ミルは、因果観念は日常生活に深く根をおろしていることを理解していたので、このような単純な考え方はしなかつた。勿論ミルも、哲学的にはすべての複合的な条件の総体が原因であるとし、そのなかからある条件をとくに原因として区別する科学的根拠がないことを説いたが、因果観念の日常用語のレベルにおいては原因と条件との区別が存在すること、そしてその区別が单なる恣意ではなくて、

因果吟味の目的に従つて行なわれること、吟味の目的が異なればその区別も変化し、どの条件が原因とされるかもかわると、説いた。しかも、ミルは、この選択が、その複合のしめくくりをなす最後の条件が原因たる資格をうるとも説いている。

このミルの日常因果観念の分析は、これまでの哲学論議のように、「原因とは何か」とか、「因果性とは何か」という大所高所の接近ではなく、「どんな条件のもとで何の目的のためにある单一の出来事が原因として語られるか」という接近を初めて示したものであつた。それは、哲学における因果吟味の方向転換をはかつたことであつて、特筆さるべきことがらであつた。この方向転換によつて、初めて、因果観念はコンテキストによって変化すること、因果吟味にはいくつかの類型があること、因果性は單一の内容ではなく、一群の関連観念が含まれていることを追及してゆくことに道が開かれたといふことができる。

第三。ヒュームは、ある結果にとって、原因となるのは、唯ある特定の出来事でのみありうると考えた。同一の結果を、まるで性質の異なる出来事が招来することはない。時としてそのようなことが起るようと思われる時は、その際の対象の規定の仕方の不正確さ、あいまいさによるもので、科学的には、ある結果は常にある特定の原因のみがもたらしうる。ヒュームのこの考え方は確かに当つている場合があるが、ミルはここでもある結果について複数の原因が存在しうることを認めた。歴史

家、法律家、一般人も原因の複数性を認めている。死は、毒殺、射殺、斬殺、感電殺、圧殺によって実現される。このような日常用語観念が科学の発展によつて将来消え去るものかどうかは今のところ問題ではない。今日、このような状況があるて、法律家は屢々この結果を招来しうる充分の条件が偶々複合した場合の因果問題について苦労するのである。

以上、ミルの因果論を要約してみると、①因果性の中心は出来事の規則的継起という観念にあるから、個別的因果叙述の真実性が問題となる場合には常にその叙述の背後に一般命題が成り立つてゐるかどうかが検証されることになる。②原因とは条件複合であると共に出来事、状態、消極的条件も原因たりうること、③自然科学的には全条件複合が原因だが、日常観念ではその総体の中の特定の条件が原因として選び出されること、その選択の基準は、当該個別因果叙述のコンテクスト、目的にあること、④ある結果にとっては、お互いにことなつた数個の充分条件複合の組合せが存在しうること、同一の出来事が異なつた場合には異なるた原因をもちうるということ、である。

**七 〔ミルの分析の欠陥〕** 以上のミルの分析は日常観念としての因果としてみてもいくつかの欠陥がある。

第一に、ミルは原因の中心を規則的継起におくが、文字通りにこれを要求すると個別的原因叙述は殆んど成立しなくなる。日常用語としての因果を成りたしめている一般命題は、それ程の高度の不可避的継続をふくんではいはず、もつと幅のひろ

い、特殊性の少ない、全くありふれたものである。第二に、一般命題によつて支えられる因果問題は万能ではない。動機づけを内容とする、人ととの交渉における因果命題においては、一般命題による検証は必要とはされない。ここでは、問題となつてゐる個人が行為動機を提供した者の言動をどのように現実に受けとめたかという事実の確定のみが基準となる。同じ人間についてでさえ、同一の事情が常に同一の行為動機を生むものではないからである。さらに、この二つの因果の型、つまり、ある出来事や人間の行為によつて物理的な出来事が惹起される「原因リ結果型」と、人と人との交渉をとりあげる動機づけの因果の型において、それぞれ因果問題が生まれるが、さらに、第三に、この二つの何れとも異なるが、類似性をもつた「機会の提供」型の因果問題がある。ここで的一般命題の意義は、第一の型と同一であるとはいえない。最後に、ミルの議論は、ある出来事がなぜおこったかを因果性によつて説明するという形のものであった。しかし、法律家の因果問題としては、この説明的コンテクストでの吟味のほかに、もう一つ、別の因果吟味がある。ある有害な出来事がどのようにして起つたかがすべて明らかになつた後に、その害を被告の行為に帰属することができるか、彼がその害を惹起したといえるかという問題である。これを説明的コンテクストにおける因果吟味に対しても、帰責的コンテクストにおける因果吟味とよぶことができる。この帰属としての因果吟味がとくに困難な問題を含むのは、彼のその行為の

ほかに第三の要因（例えば第三者の有意行為や偶然の事故）が介在しつつ、その害悪が発生した場合である。この際、その害は、被告の行為ではなくむしろこの第三の要因に帰するのが正当ではないかという問題である。この困難は事実の確定がむづかしいことによるのではなく、もともと、この種の因果吟味の基準が未だ明確にされていないことによるものである。法律で因果関係を論じてゐる現代の諸学者は、この帰属としての因果吟味が専ら政策の問題と看做さるべきである、この問題がおこった特定の事件で何がなさるべきかについて決断を要請する「政策」の問題だと争うかもしない。事実上の争点、事実問題としての説明的因果吟味と全く異なつたものというかもしれない。これらの主張は、帰属としての因果吟味の性質をあまりにも単純化し、ゆがめるものであり、説明的因果吟味との差異を不當に誇張し、あいまいなものにするものといわねばならないが、それはさておいて、この帰属的因果吟味が、説明的因果とは別の特別の分析を必要とする問題であることは明らかである。

## 五

**八 第二章 因果性と常識** 〔因果観念の多様さ 常識による因果問題の解決には原理的なものはないようないわれたりもするが、しかし、多くの事案についてお互に理解しあえる解決がはかられているのであって、決して恣意によつている訳で

はない。比較的安定した原理があるといえる。因果用語も多岐にわたるが、その用法の核となつてゐる中心概念、原因と結果という型の因果観念を分析し、その結論を更に他の因果問題に関連づけてゆくことにしよう。

**九 (二) 原因と結果＝基本観念** 人間はその身体活動を通じて外界に働きかけそれへ変化を生じさせる。これは、おす、ひく、まげる等々の他動詞として表現される。しかし、この働きかけの過程が時間的・空間的に長くなると、これは、原因と結果という言葉として表現されるようになり、それは、目的と手段としても表わされる。この最も単純な、基礎的な因果過程は、それ以外の型の因果のモデルとなる。ここでの議論の内容をそれらの他の型の因果に類推できるからであり、また、今日因果用語は、この単純な基礎的場合をはるかに越えて、比喩的に用いられているからである。

吾々が操作しようとしている事物は、もし吾々が何も手を加えなければ、その事物じしんの性質、又は、自らの態度についての自分なりの方向をもつてゐるものであるから、吾々のその操作によって起るであろう変化とは異なつた変化をたどるにちがいない。従つて、原因とは、本質的に、ノーマルに起るであろう事態の経過に干渉し、介入するところのあるものであるという概念は、原因についての常識概念の中心的なものであつて、ミルやヒュームが原因の概念としてあげた「規則的連関」という性質と同じ程度に、原因概念にとって本質的なものであ

る。このような原因の概念は、やがて、自然のなりゆきに対する人間の干渉という内容をもたない出来事についても類推され、その場合に何が原因であるかを考えると、ノーマルな経過に対して特異な事物として介入したものが原因と考えられることになる。

人間の身体運動による事物の操作を基本とするこの因果叙述は、圧力、力の発現を含むので、ここから原因を語る方法に二つの特徴を生み出す。「では、このように、身体活動をふくまない場合の因果用語についても、「力」「能動的である」「作用する」「残り続ける」「力、潜在力をもつ」などという用語が用いられる。例えば、子供に銃を販売する行為がある人の傷害の原因かどうかが問われる際に、「その販売行為は、母親が銃をとりあげる迄は働き続けたといひの積極的力があつたかどうか」という形で議論される (Henningesen v. Morhowitz (1928), 132 Misc. 547, 230 N. Y. S. 313)。第一に、因果叙述の基本型が身体活動からなるため、状態、消極的条件、不作為が原因であるところとが理論家をなしますことになる。

日常用語として、雨がふらないことが小麦の不作の原因だ、とか、道路が凍っていたことが事故の原因だ、とか、警手がレバーをひかなかつたことが事故の原因だ、とかいうことに何の自然もない。理論家は、これらの場合が基本型の因果叙述と異なるため、これらのもとを原因とよぶことに幾分不適切なものを感ずる。たしかに、この両者の因果叙述は異なつたものである。しかし、この場合にも因果用語を用ひることを正当化する程度には、不作為を原因と表現するとの現実的根拠はあるのである。

ところで、この基本型としての人間の身体運動による外界への操作を内容とする単純な因果叙述においては、その背後にあら種の一般命題、一般知識がある。しかし、それは、ミルが因果性の本質とした規則的連関という因果法則とは極めて異なるものである。外界に一定の変化を実現するための方法についての知識であつて、幅のある一般命題であり、条件複合と結果との間の恒常的規則又は連関といつよりも、あることをなすことが「ノーマルな条件のもとでは」あることをみ出すところをのべている一種の処方箋といつぐれものである (D. Gasking, Causation as Recipes, Mind (1955) xciv, 479)。したがつて、この単純な基本型の因果叙述では、原因が確定されるに際し、条件複合のなかからある特定の条件が原因として「選び出される」というようになつことは虚偽の暗示 *suggestio falsi* である。そこに人間の意識的な介入があつたところ以外に、発生した結果を説明する必要は特別に何もない。おの殴打が鼻血を出させたといつ時に、吾々がその殴打から鼻血へと至るところの全過程を一つ一つの正確な生理的経過として確定できなかつたり、一般化して示しえない場合でも、殴打が原因であったとするとのさまたげとはならない。

打が鼻血の原因であるとする通常の推定をくつがえすような特段の事情があればそこに人間の有意的な介入としての殴打があつたということだけでは説明として充分でなくなることになる。しかし、そのような例外的な場合がおこりうるとしても、やはり、この単純な因果叙述の基本型について、ミルのいうような規則的連関という因果法則が背後にあり、その法則の一実例として個別的因果叙述があることが必要であるということではない。個別的因果叙述にとっては、規則的連関ということは問題とはならない。

— 10 — **因果性と説明** 日常生活で原因という言葉は、いわゆる人間の外界への有意的介入の場合をはるかに越えて使われている。何かがおこってそれがどうして生じたか解らない場合に、その説明を求めて原因が探求される。勿論、説明的因果吟味は、帰属性因果吟味とは別のものであるが、ここでは、専ら説明的なもののみをとりあげる。説明においても、結果の発生に必要な全条件のなかで、原因と單なる条件とは区別される。この区別の基準をさしあたりミルのいう「不变の連関」のもとにある条件を原因とするという考え方を一応出発としよう。原因と条件との区別の問題は、因果叙述のなかにある一般命題がどういうものかという問題ときわめて密接に関係している。この区別の基準は、因果問題の類型によつても異なるし、因果問題の提起される情況によつても異なる。コーリンウッドは、ある出来事の原因是、何かという問いは、結果の発生・不発生につ

き、吾々の左右しつる出来事や状態がそつだといつてゐる (R. S. Collingwood, 'On the so-called Idea of Causation,' *Proceedings of the Aristotelian Society* (1938), xxxviii, p. 90)。これは、不变の外界への有意的介入を実体とする基本的な因果類型をそれ以外の因果類型にまで不当に一般化する誤りをふくむばかりでなく、吾々が結果を妨ぐ方法を知らない場合、例えば癌のようなものについて、原因を語りえなくなる。吾々は、原因と条件の区別については、二つの事がら、一つは、出来事のノーマルな（正常な）経過とアブノーマルな（異常な）経過という区別であり、もう一つは、有意的人間行為とそれ以外の条件の区別である。この二つの種類の区別は、因果叙述につかわれている多くの比喩の根底に横たわっているものである。

### — 11 — A 異常な条件と正常な条件

(i) 自然科学は正常な経過についての説明を追及する（生物の生長、潮の満ちひき、天体の運動など）が、日常生活はある異変（事故、破局、災害、その他通常の事態からのずれ）がなぜ生じたのか、特定の出来事の説明を求める。従つて、ここから、なぜにある種の条件が原因ではなくて單なる条件として分類されるのかがすぐ解る。そのような異変が生じない場合にも共通に存在している諸条件は、たとえそれがなければ結果の発生しないことが明瞭であつても、差異をつくり出すものではないから、異変を説明する力はなく、原因とはされない。）

ルは、吟味の出発において既に吟味者に知られているものは單なる条件であると考えたが、これは正確でない。確かに、多くの場合、当該事態にとってノーマルな条件は既に知られていることが多い、そこからミルのいうような特徴が随伴することがあるが、必ずしも常にそう断言できるものではない。科学の証明によつて、災害の場合にもノーマルな状態の場合にも共通に在るある事情が初めて解明された場合には、かりにそれ以前には吟味者に解つていらない事情であつてもそれが原因となるものではない。又逆に、酸素の存在を知らない場合でも火のついた煙草を藪で捨てたことが火事の原因であることに変わりはない。通常の条件と異常な条件との区別は、通常の条件とは、問題の事物の通常の状態の部分、又はその作用形式として存在する条件のことであり、単なる条件とされる。そして、正常でない異常なものが災害と普通の場合との差異をつくり、説明的力をもつ原因となる。この場合、人間の外界への有意的介入を類推して、この異常な条件が、問題の過程に「介入した」とか、「突きこんだ」とか表現する。

(ii) 何が正常であり何が異常かは、その吟味のコンテクストによって変化するが、決して恣意でも、主観的でもない。さきにふれたコーリンウッドは、実際的関心、つまりコントロールの手段という観点から何が原因かはきまるとした。インドの大飢饉についてインドの農民はかんばつを原因と考えるが、世界食糧機構は、インド政府の食糧備蓄の懈怠が原因で、かんば

つは单なる条件と考える。胃かいようの夫をもつ夫人は、夫の消化不良は刺戟物の食事が原因だと考えるが、医者は、胃かいようが原因で食事は条件にすぎないと考える。しかし、このコントロールの可能性という要素も、原因、条件の区別の本質たる正常か異常かの区別の「側面を示すにすぎない。コントロールできないという側面が事物のノーマルな、平常の状態と考えられるということからくるものであり、ただわれわれが、差異をうんだ類推を探す動機が屢々よつてもつて結果をコントロールしたいという期待をもつていることから、そのような理解が派生してくるのである。

(iii) 人間の干渉によって影響されない自然の成りゆきがノーマルなもので、単なる条件であると単純にきめてしまうことはできない。人間の習慣や風習という人間によってつくられたものも屢々ノーマルな条件と考えられる。有害な結果に対抗して生まれた予防的技術、方策（食糧の備蓄、予防接種、金の使用）が発展してくると、それが第二の自然、第一の常軌ノルマとなり、それから逸脱することが、異常なこと、原因となる。その逸脱が刑罰によつて非難されることもあり、屢々、その非難の制度が、その不作為を原因たらしめるように考える傾向を生む（F. S. Cohen, *Field Theory and Judicial Logic* Yale L. J. (1950) 238, 251—6）が、しかし、それは誤つてゐる。

(iv) 不作為を原因とすることに困難を感じしめる根本は、因果叙述が人間の外界に対する有意的干渉を中心として、そこ

から、原因について「積極的力」という比喩的な性質が附着することによる。しかし、さらに、不作為があたかも無と同様に考えられることにもよる。作為義務者以外の誰でもが作為をすれば結果の発生は防げたし、にもかかわらず、誰も何もしなかつたことも、因果的には、義務者と同様の立場にいるといわれる。しかし、一般的の第三者が作為をしないことは、消極的要素ではあれ、そのことがノーマルな条件であって、それゆえ、事態の変化を説明する力はそこにはない。しかし、義務者の不作為は、単に義務違反であるばかりでなく、常軌・ノーマルな状態からの逸脱という意味をもっている。こういう場合、日常のノーマルな状態からの逸脱という要素と、義務違反とが重なつてゐるにすぎない。

(v) 単なる条件とされるものは時間的に原因と併存することができないが、必ずしもそのことが条件たる必須の要件ではない。行為後に生じた事情でも、それがノーマルな経過と考えられるもので、それが因果経過を断絶するような「代替原因」たる資格をもつような特別の性質をもつものでない限り、単なる条件たる性質をもつ。

(vi) それなりにせば結果が起らなかつたろう事実であつても、原因でも単なる条件でもあることを知らねばならない。例えば発砲によつて人の死を惹起した場合に、死が発生する前に「血球からの酸素の脱落」という事実があることは明らかである。しかし、この事実はその結果が常に生み出され

る過程の一部、結果がうみ出される態様の單なる詳細にすぎない。この事実は充分条件のなかからさえ排除される。それは死一般の説明にはなつても、今吟味の対象となつてゐる死を説明するものではない。吾々の説明的コンテクストからそのような制約がでてくるのである。このことは不作為が原因とされる場合に、不作為の後に続く物理的経過についても言える。その要素は過程の認識を科学的により細かくするものではあっても、既に吾々が原因をみつけ出した後において出てくるもので発見的要素として役にたたない。単なる知識の洗練を示すだけである。

## 二 B 有意行為

(i) ある出来事の説明を求められる場合、その出来事をうんだ条件複合のなかに人間行為がみいだされ、それが原因とされることがある。その行為は、完全に有意性をもつた行為といえる場合と、そういうえない場合とある。過失・事故とされる行為、意思によらない筋肉活動、強制・脅迫による行為、法的道徳的義務の履行としてされる行為などが後者の場合である。これらは完全に有意性のない行為が、Aでのべた原理、異常性という性質をその出来事との関係でもつ場合には、そのゆえに原因とされ、説明は終了する。しかし、その行為が完全に有意性をもつ時は、因果吟味において特別の意味をもつ。次の二つの点でそうである。

(ii) ある死体に異常に多量の砒素が発見された時、それを

死の原因として説明する。しかし、吾々か誰かが故意に砒素を被害者に与えたという事実が明らかになると、その人間の行為を死の原因としてとらえ、死体中の多量の砒素の存在は、毒殺者が死を惹起するために用いた「手段」であると考える。この有意行為の動機がさらに利欲や復讐のためであることがわかつても、吾々は、その死の説明としては、動機ではなくて、毒物の投与をあげることで満足し、それを原因とし、説明は窮屈的に終了する。有意行為によって因果吟味は中止される。

(iii) 逆に、吾々はある有意行為に達するまで因果吟味を遡らせてゆき、異常な条件をこえて説明を求めることがある。そのため、中間の異常性は單なる「手段」とみられる。通常は、道路が凍つていたため車の事故がおこったとき、道路の凍結を事故の原因とし、更に、それを招いた寒冷な気候にまでは遡ることがない。原因是移行することがない。しかし、もし、凍結が誰かの有意的な水まきによって造出された場合には、凍結は手段となり水まき行為が原因の説明として要求される。また、電線の短絡による火災の場合、短絡が異常性のゆえに原因とされるが、さらに、その短絡が絶縁物質の老朽化によるときは、原因是移行し、短絡は單なる手段に格下げされる。老朽化から短絡の発生することが高度の蓋然性をもつているからである。

**一三 因果的一般命題** 因果命題の背後に吾々はこれまで一応ミルのいうような「不变の連関」が一般的の命題としてあるものとして論じてきたが、ここでは、この一般的の命題の真の性

質について考えることにする。この一般命題がミルのいうような「不变の」ものに最も近い場合においてさえ、例外なしの、確実性として成立することは殆んどない。それなら、このミルのいう「不变の」という要件をやや緩和して「大多数の事案において」という具合に目もりをおしさげればそれですむのだろうか。かつて吾々はそう考えていた (L. Q. R. 1956, 58, 71)。しかしことはそれ程単純ではない。

まず、「不变の、無条件の連関」というミルの基準は問題を科学的な因果法則に限って考えてみても実際に手に入れることができないということである。次に、ミルのいうように吾々は、結果を招来する条件複合のなかからあるものを原因として「選択する」ということをしないし、又、「不变の連関」という契機をも必ずしも必要としないということである。

ある事案において原因が確定された後で、事後的な分析において、その間の原因、結果の過程について科学的な詳細が解る場合がある。例えば、ある殴打が子供の足の骨折をもたらした時、吾々は、その程度の殴打が骨折の結果をもたらしたのは、その子供の骨の異常な脆弱さにのみ依存したということを知る。しかし、吾々は、それを知ったからといって、骨折の原因が殴打にあつたことを何ら変えようとはしない。その殴打を原因と認めるに当つて、吾々は、どの強さの殴打がどのような条件の下で骨折を伴うかについての知識をもたず、又そのことに関心をもっていない場合でも、事態の変化はない。

ミルの「不变の連関」という立場は、原因とは何かについて答えるためには、吾々は予め事態の詳細な知識に基いて何がおこるかを予言できねばならないというような誤った観念をみちびく危険がある。何が原因であるかは確かに問題であるが、いたん原因が何かが解れば、一般に原因と結果との間にある関連は、きわめて日常的なことがらであって特別問題のある、説明の必要なことがらではない。殴打と傷害という二つの種類の出来事の間に経験的にみて通常随伴するという関連があれば足りる。法律が関係する典型的な事案のように事故や損害が問題となるとき、そこに用いられる一般命題が、詳細な点では異なつていても類似した多くの事例を含みうるよう広い用語で定式化されていることは、一般命題の本質的特徴であって、ある特定の事例がこの種の一般命題によって過去の多数の事例と結びつくことができない場合には、原因としての説明力をもちえないことになる。

特定の出来事を原因とするに当つて、問題の事案を既に発生した他のものと関連づけようとするこの関心は、吾々が予測を試みる場合にはみられないものである。その際に吾々が欲しいものは、確実性であつて説明力ではない。だからミルの定義（不变の無条件の連関）にできるだけ近い一般命題がもつとも吾々の役にたつであろう。よしその一般命題がその事案にだけしか適用されない程の特殊的で複雑なものであろうとも。このことはある警告を示していることになる。ある单一因果叙述に

とり唯一のうけ入れうる支えがミルのいうような一般命題であるとする理論をもし承認するなら、吾々は直ちに行き詰まりに至るであろうことを立証しているからである。吾々が「不变の連関」という不適切な基準に次第に近づいてゆくようなせまり方をするならば、吾々はいまのところでは単一の包括的な一般命題に含まれている多くの事案をば、種々の事案の量的質的相違にそれぞれ固有に適合するバラバラの一般諸命題の実例として取り扱わねばならなくなろう。これらのバラバラの一般命題は、このような高度に特殊化された叙述の中における事案にのみ適用されるため、それは到底いかなる单一の因果叙述をも主張することへと吾々を導くことができなくなるであろう。ただ高度に特殊化された一般命題も、例外的には、それが科学的な理論から演繹されるようなものである時にのみ、特殊的な個別因果叙述を根拠づけることはある。

吾々は、不变の連関を示す諸条件を特定するような何らかの所与の一般命題をつくりあげることができない場合でも、ある出来事の原因をきめることができる。原因を識別するため、幅の広い一般命題が用いられるのは眞実であるが、そのことから、すぐ、「高度の蓋然性」が单一因果命題を防衛できると考へてはならない。「ジフテリアは今日でもまれには死の原因になることがある」という高度の蓋然性を含まない一般命題も原因の説明に充分に役に立てられる。一般的因果命題は、頻繁に、又はまれにある特定の場合に何が原因であったかを示して

## ハート教授の因果関係論（井上）

いる。しかし、それだけのことであって、これら的一般命題それじたいが、直ちに個別的な事例の場合にその原因を確立するための基準じたいとなつたものではない。高度の蓋然性ということだけでは何が原因であったかを個々の事例について確定する力はない。Yという結果がXによって引きつづいて伴われる高度の蓋然性があるという主張がされたとしても、そのことは、決してXがYによって伴われない事例があるかどうかについて何も語る意思をもっていないし、伴われる場合とのその間の差異についても何も語る意思をもっていない。しかし、XがYの原因であるという主張は、『然り、Xは多くの事案と同様Yによって伴われた。しかし、本件においてそれが果たして原因であったか』という反論を常に予期し、それに答えるために何かがなされなければならない。高度の蓋然性以外の他の何ごとかが必要なのである。

このためには、特定の因果叙述を支えるためには、それを支えている一般命題とは対立する反対設例や例外があるかどうかがはつきりさせられねばならないのである。それがはつきりするまでは、原因であるともないとも確定できない状態が続く。応用科学上の知識が常識判断が従わねばならない反対設例の広大な倉庫を示し、それが何れかを決定しつくせることがある。しかし、反対に、各段階について、日常の、科学的でない叙述だけでも、陳腐ではあれ確乎とした一般命題が決着をつけることもある。落下する屋根瓦が人を傷つけた時、落下—命中—傷

害までの連絡を容易にたどってゆく。そこに働いている単純な幅のひろい一般諸命題に対しても反対する反対事例の存在をうたがわせる何もないからである。もし、そういう疑いが出てくれば、科学理論や落下点に関する力や速さについての測定を秩序整然とならべることが必要となるが、それは反証をなすべきあら反対の説明が成り立つ場合においてのみである。

单一の因果叙述がよっても防衛される一般命題とこの命題が特定の事例にあてはめられる方法と、この双方を簡単に「因果原理」として示すとすれば、それは、第一に、その事案が広い一般命題の例証の一つであることが立証されねばならないこと、第二に、その事案が、用いられた一般命題の外側にある反対事例から識別されること、第三に、これが法的分野では特に重要なことであるが、吾々が原因と名づいている要因が、他の諸要因と一緒になつてその結果によつて伴われたことが明らかである場合でも、これら他の諸要因のなかに、人の有意的介入か又は全く独立した異常な偶発事故（この二つはまさに単なる条件と原因とを区別する常識原理であった）が含まれてゐることを吾々が発見したときは、さきに作業の始めに原因と名づいていた要因は、最早その名に値しなくなるということである。このように、単なる条件と原因とを区別する常識原理にもとづいて、ある出来事が原因という地位からおち、他の出来事が原因にとつて代るという因果原理は、次の章で答責性における帰責の基礎として因果吟味が行なわれる場合に決定的な

重要な意味をもつことになる。もっとも、以上の因果原理は、すべての单一の因果叙述の型に妥当するわけではなく、单一因果命題にふくまれている一般化的要素は、因果吟味のテーマ、コンテクストによって変化する。したがって、法律上多く問題となる不作為についての因果吟味においては、右の因果原理はそのまま妥当しない。不作為を事故の原因とみる場合に用いられる一般命題は、何よりもまず、標準的な条件の下でおこたられた予防措置の相当性に依存している。ここで因果原理としては、問題の事案における諸条件が標準的事案と異なっていることが立証されねばならないことを要求する。ここでの吾々の関心は、おこたられた予防措置をとっていたら事故を回避したことか立証されねばならないことを立証にはない。この因果吟味は第五章で更に立ちいることになろう。

#### 一 四 〔人相互の交渉〕理由と原因

〔二〕 特殊の行為類型 これまでには、結果としては、ある外界の物理的変化を伴う場合をとりあげてきたが、ここでは人間の言動がさらに他の人の行為に影響を及ぼす場合の因果問題をとりあげる。この場合にも、大きく二通りの型がある。脅迫、強制、権威、虚言によって相手を行為に懲懲する場合(第一型)と、単純な忠告、勧誘、要請、報酬の提供によって相手を行為に導く場合(第二型)である。これらの場合にも、因果用語で表現される。しかし、それはこれまでの物理的因果性とは性質

のことなったものである。ここには、修正された意味での一般命題でさえ、因果吟味の中心的な要素ではないからである。しかし、この人相互の関連と因果連関との両者の因果関係について、心理的要素が介在するだけで基本的な差異はないという見解がある。たしかに、両者には次の三点において類似性がある。(イ)ある行為の理由は、内側からながめられた原因と考えることができる。(ロ)行為の理由が因果連関と同様に、行為の説明に役立つ場合がある。「なぜYは盗んだのか」という間に、「XがYに盗めと勧めたからだ」と答えることがある。(ハ)また、この種の行為形態が因果連関と同様に、民刑の答責性や日常の責任問題において基礎として拡がっていること。しかし、人相互の関係は、次の四点において 物理的因果にはない特徴がある。(イ)第二行為者(働きかけられる者、以後「後者」という)が第一行為者(働きかける者、以下「前者」という)の言動の意味を理解することが必要であること。(ロ)前者の言動が後者の行為活動の一部をなすこと。(ハ)後者は前者の言動の後に初めて意図を形成すること。(シ)單なる忠告など第二型の場合を除き前者には後者を行為に導こうとする意図があること。

(イ)人が人に働きかけるこの行為類型において後者に前者の言動の認知・意味理解が必須の要素をなす、つまり、「意識を通じて」作用するが、更に、それ以上に、脅迫や利益供与の場合には、後者が何ごとかが現れる機会があることをも認識している必要がある。また、合理的でない手段、例えば悲鳴、う

めき声、身ぶり等による説得、扇動的演説など、人の感情に訴える手段がとられる場合には、この型の行為類型は、物理的因果性の場合に近づく。

(ii) 合理的でない手段と公平な忠告という両端を除くと、この行為類型には、特殊の行為理由がある。つまり、前者の要求通りに行はれすればよいことがある、わるいことが避けられるという特別の行為理由が前者により提示され、そのことが後者の行為をより選びやすいものとする。場合によっては、それが既存の行為理由を強めるだけの場合もあるが、初めて与えられる場合もある。その時は「行為動機を与える」といってよい。虚言を用いる場合には前者が自らの力の及ぶ範囲外のことであたかもできるようにいう点で脅迫や利益供与と異なる。又、單なる忠言は、後者の決意に判断材料を提供するのが通常であるが、前者に対する特別の信頼や尊敬があると、判断材料の提供の意味をこえて命令の意味をもつことがある。

(iii) この行為形態においては、前者が後者に全面的に行はれ理由を与えたか、又は、部分的にそうしたかは別として、後者の決意の時間的に以前に前者の言動がなされたことが必要である。決意後になされた時は、この行為類型の問題は生じない。(二) この行為類型と一般命題 この行為類型において、前者の言動なかりせば後者の行為がなかつたであろうという意味で、この言動を後者の行為のコンディチオ・シネ・クワ・ノンであると表現されることがある。行為理由のなかに条件関係が

含まれていると考えることは問題であるが、それは別としてもあたかもみぎのようなコンディチオ表現から、この二つの行為の間に、物理的因果性の特徴であった一般命題がなりたつていると考へることはあきらかに誤りである。脅迫されたからやつたという表現は、同じ事情が繰り返されれば同じ行為が続いて起るという関係を含んでいないし、又その表現の真実を守るために一般命題を必要とするものでもない。一般的には脅迫によつたとは思われない場合でも本人にとってはそうであることがあると共に、本人であつても同じ脅迫の手段のもとで再びは同一の行為に出ないかもしれない。まさに関係当事者の個人として問題の行為へと決意した道すじだけが問題である。その意味で本人の経験した内心の弁明こそ特に重要であつて、一般命題が必須ではない。その点で、物理的因果性にとり一般命題がその構成要素をなしそれを欠くとき単なるポストホックにおちてしまうのとは基本的に異なつてゐる。勿論、経験上いかなる事態が人の行為決意をより選びやすいものとするかについての幅の広い類似性があり、それが本人の弁明の証拠として意味をもつことはある。「シーザーが紀元前四四年に死んだから自分は部屋を出る」といわれても吾々はその理由を理解することはできない。

(三) 混合的限界的行為類型 物理的因果性を内容とする行為類型と人の人への働きかけを内容とする行為類型との混合的な行為類型がある。人の心理的因素は含んでいるが人への働き

かけというより物理的因果関連に近いのである。催眠術とか挑発・突然の出現による驚愕など、そこには心理を介してはいるが、行為理由を提供するものではない。催眠術の場合には一般命題が、その他の場合には本人の意識についての経験の誠実な再構成が、二つの行為の関連の有無を決定する。

### 一五 (内) 機会

人の人への働きかけとよく似ているが、これと異なる行為類型として、同じく人ととの関係において、行為理由ではなく、行為の機会を提供するという場合がある。これも因果用語で表現される。友人から頼まれていたのに不注意にも戸の鍵をかけないで立ち去り、盗人が部屋に入つて銀の匙を盗んだというように、通常の危険に対する通常の予防措置をおこたる場合が機会の提供の典型である。これには、物や労力をある人に提供すべき者がこれを提供しないで、ある経済的損害を他人に惹起するという逆の型、機会の不提供という型で問題がおこることもある。「鍵をかけ忘れたから盗まれた」とか「援軍が送られてこなかつたので戦いに負けた」とか、因果用語が利用される。ここでは、人への働きかけのように、行為理由を与える目的で行為がなされた訳ではないし、又、修正された一般命題を要素とはしていない。この行為類型は二つの点に本質がある。第一に、相手に機会を提供する又は提供しないことにより因果用語が用いられる時、その意味は、このことが標準的実践や期待された手順からの逸脱であるということである。何が通常であるかおよび期待された標準により何が理解されるか

ということに関する諸観念が、共に、これら事案における因果用語の使用に影響を与える。家の地階に薪を一杯こづんでいた家の所有者が放火狂に放火の機会を提供したという事案は、不注意な友人が家に鍵をかけ忘れた事案とは区別されるであろう。前者では放火は薪木をこづんでいたことの結果とはいわないのが自然であるが、ぬすまれた銀の匙はかけ忘れた結果だと吾々はいうのである。第二に、これらの叙述を守るために一般命題が用いられることがあるけれども、物理的因果性の事案において用いられる場合と、その用いられ方が異なっていることである。例えば、その機械を引き渡さなかつたこと、又は援軍を送らなかつたことがそれぞれ損失ないし敗戦の原因であったということを立証するために用いられる一般命題は、機械の引き渡しや援軍があつておれば標準的事案通りにどういう経過をたどつて利得や戦勝に至つていいかを立証することになろう。しかし、それ以外に、このような証明の本体は、実はさらに、本件が標準的事案から区別されねばならないような特別の事情は何もなかつたという点にむけられているのである。したがって、この種の論議の構造は主として仮説的であつて、提供されなかつたことが常にその結果をもたらすということよりも寧ろ、それを提供さえしておけば、どうなつたろうか、ということに立証のポイントはある。ここに、同じよう一般命題が用いられるとしても、物理的因果性の場合（瓦の落下と通行人の怪我）と比較したとき、ここで的一般命題の用いられ方の特異

ハート教授の因果関係論（井上）

性  
が  
あ  
る。

(未  
完)